

# 利根川改修計画による栗橋河岸の変化

加藤光子\*

## I はじめに

### イ. 本稿の目的

栗橋河岸についての史料は、河岸の移転などによりその多くが消失しており、河岸景観についての復原・分析は非常に困難である。そこで、近代政府が地租を課すために作成した、「旧土地台帳附属地図」（これは地籍図の一種で、本稿で使用するのは「地租改正地引図」である）と「旧土地台帳」を採用した。

「旧土地台帳附属地図」、すなわち、地籍図は、明治前期に作成されたもの（明治6～14年の地租改正事業で作成されたものと、明治18～21年に行われた地押調査で調製された「更生地図」）や、それを補訂したものである。地籍図は、土地の一笔ごとの筆界、地種・地目、面積、字名と地番などを表した地図である。

「旧土地台帳」は、「旧土地台帳附属地図」をもとに作成され、地租を課すための元本であり、土地所有者や地価・地租および地積などが記載されている。これらは、明治6年から14年間にわたって実施された、地租改正事業（地租が正確に課せられるための事業）が不完全であったために、明治18年から明治21年にかけて行われた、全国地押調査事業によって新たに調整されたものである。

歴史地理学の分野において、地籍図の活用における先行研究は、数多くなされてきた。特に近年においては、1995年の学会誌（第37巻第1号）の特集号にも取りあげられている。

それはこの地籍図活用が、その多くは環境の復原による環境認識のためのものであり、地籍図をどのような方法で読みとったらいいかや、地籍図活用が歴史地理学的にも、過去の復原においていかに有効であるかなどといったものである。そしてその史料批判としては、史料そのものの本来の性格をもっと考慮すべきであるとか、作成時の土地調査方法の精度の問題を視点にいれるべきであるとか、といったことである。しかし、地籍図である「旧土地台帳附属地図」は地形や土地利用、「旧土地台帳」は土地所有者や地価・地租、それに土地の分・合筆（数量的なものを除く）、土地の売買の記載などについては精度が高く、歴史地理学の分野においても史料的価値を認めてきた。

そこで今回は、上述した史料を用いて、栗橋河岸を復原し、近代から昭和にかけての、利根川改修計画による栗橋河岸の変化の実態を、地形や土地利用を中心に調べてみた。

### ロ. 調査地域の概要

栗橋河岸は利根川右岸（図1）にあり、それは、利根川と陸羽街道（日光奥州街道）が交差している位置であり、対岸には同じく中田宿が位置している。行政上は、栗橋河岸は栗橋宿に属しており、昭和・安永～文化年間にかけて、栗橋宿河岸と呼ばれていた。寛政以降は栗橋河岸になった（「利根川の水運」）。

栗橋宿は、近世は幕府領であり、利根川には軍事上の目的から、架橋はできなかった。それに代わるものとして、通行には房川の渡

\* かとう みつこ 文教大学教育学部



図1 栗橋河岸の位置

(迅速測図, 明治16年, 2万分の1尺「栗橋駅」の1部)

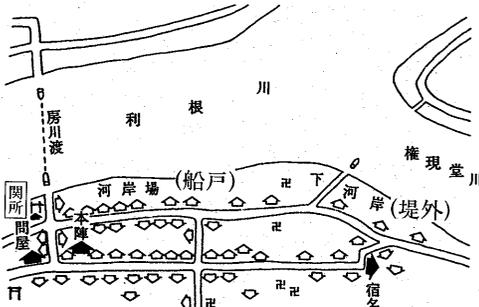


図2 栗橋河岸図 (権現堂川締切前)

資料「利根川の水運」より

しがあり、栗橋宿側には関所(図2)が設けられていた。つまり、栗橋宿は、水運とともに陸上交通の要衝でもあった。そして、天保14年(1843年)調査の「宿村大概帳」によると、栗橋宿は戸数404軒、人口は1741人であり、本陣1軒と脇本陣2軒が置かれ、旅籠屋は25軒であった。水運関係では、公儀渡し舟2艘・茶舟5艘、馬舟2艘が備えられていた。

栗橋河岸の成立は、史料としては、元禄3年(1690年)、幕府公認の河岸(「徳川禁令

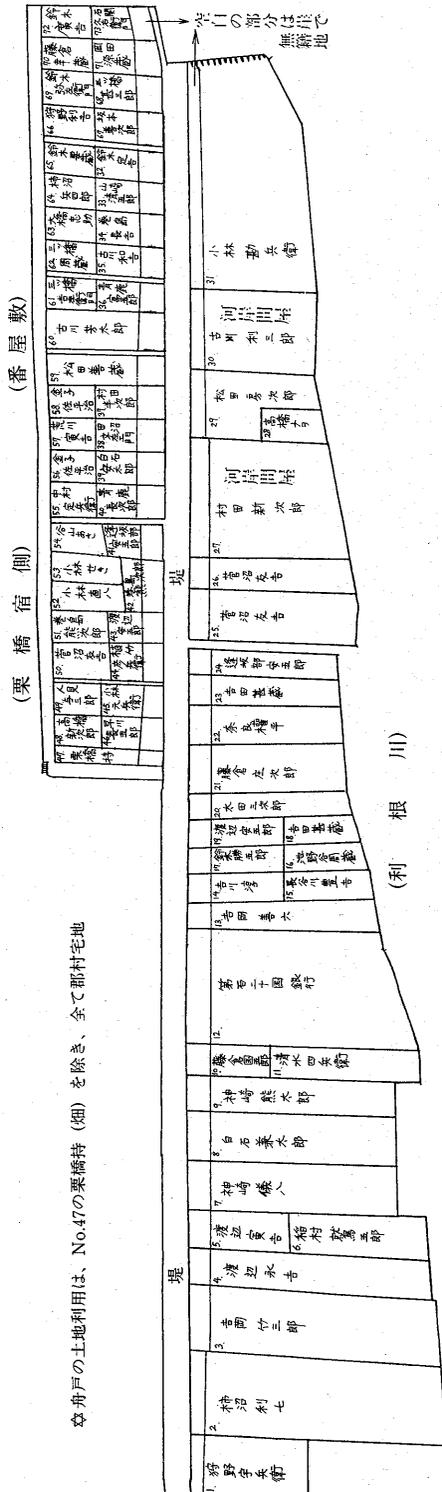
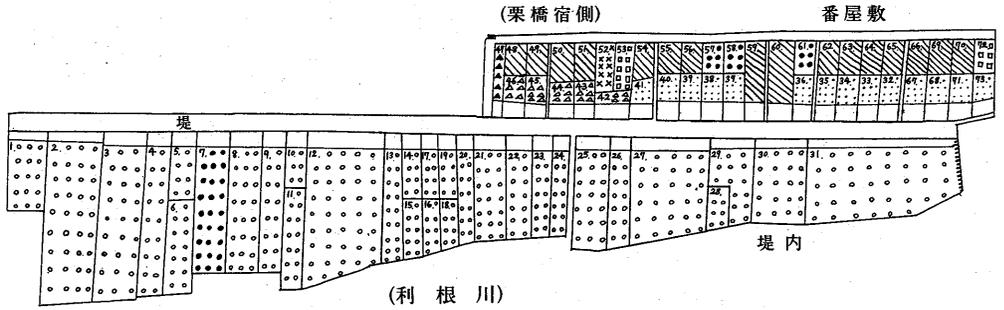


図3 明治22年頃の船戸の「旧土地台帳」最初の土地所有者(「旧土地台帳附属地図」と「旧土地台帳」により作成)  
注) 図中の土地所有者の番号は筆者が便宜的につけた通し番号





利根川改修計画による栗橋河岸の変化



〈凡 例〉

- 2期… (明治44~45年)
- 5期… (昭和17~18年)
- 6期… (昭和27年)
- 1・2期… (明治30年、明治44~45年)
- 2・6期… (明治44~45年、昭和27年)
- 1・2・6期… (明治30年、明治44~45年、昭和27年)
- 1・2・3・6期… (明治30年、明治44~45年、大正3年、昭和27年)
- 2・3・4・6期… (明治44~45年、大正3年あるいは大正11年、昭和27年)

〈凡例補足〉

- 1期は明治30年 (県の買い上げ)
- 2期は明治44~45年 (国の買い上げ)
- 3期は大正3年 (国の買い上げ)
- 4期は大正11年 (国の買い上げ)
- 5期は昭和17~18年 (国の買い上げ)
- 6期は昭和27年 (国の買い上げ)

注) 複数期は、1筆を分筆して買い上げた

図6 船戸における県・国の土地買い上げ状況 (「旧土地台帳附属地図」と「旧土地台帳」を使用して作成)

注) 複数期は、1筆を分筆して買い上げた。

注) 図中の1筆の番号は筆者が便宜的につけた通し番号

この地区は、図3の土地所有者を見ると、古川や村田の河岸間屋、菅沼・小林などの商人らの名前が記載されている。彼らが(あるいは彼らの親戚などが)船頭も兼ねていたかは定かではないが、何らかの関係はあったのかもしれない。

2期(明治44~45年)から6期(昭和27年)までは、国(内務省)の買い上げである。2期は、番屋敷の南側で堤に接している地区が中心である。2期の用地買収が契機となったのは、明治43年の大洪水であり、未曾有の洪水として記録に残されている。利根川流域の本・支川の堤防が、各地で破堤越水している。そしてそれは、東京下町にも浸水し、浸水戸数は東京府のみで185,000戸にもおよび、氾濫域は関東地方一帯で18万haにも達した。栗橋河岸付近では、堤防決壊5件、堤防破壊1件があって、多くの被害を出した。

そのことは、図6に見るように、筆番号(一筆の通し番号で、筆者が便宜的に付ける)57, 58, 61を除くが、2期目の内務省の用地買収を容易にしたに違いない。

3期(大正3年)、4期(大正11年)・6期(昭和27年)は、堤の北側の宿場側がほとんどである。そして、3・4期は、1・2期と同じく番屋敷地区であるが、「旧土地台帳」を見ると、それぞれ1筆だけである。

1~4期と6期の用地買収後の番屋敷地区は、その全てが堤塘敷と官用地となった。

5期(昭和17年)は、堤の南側の堤内地区である。5期は、昭和10年と昭和13年の洪水(栗橋河岸は被害がなかった)により、利根川改修計画の増補計画によるものと思われる。図6によると、内務省は筆番号7を除き、堤内一帯を買収している。この地区は、栗橋河岸の中心地区で、図3に見られるように、

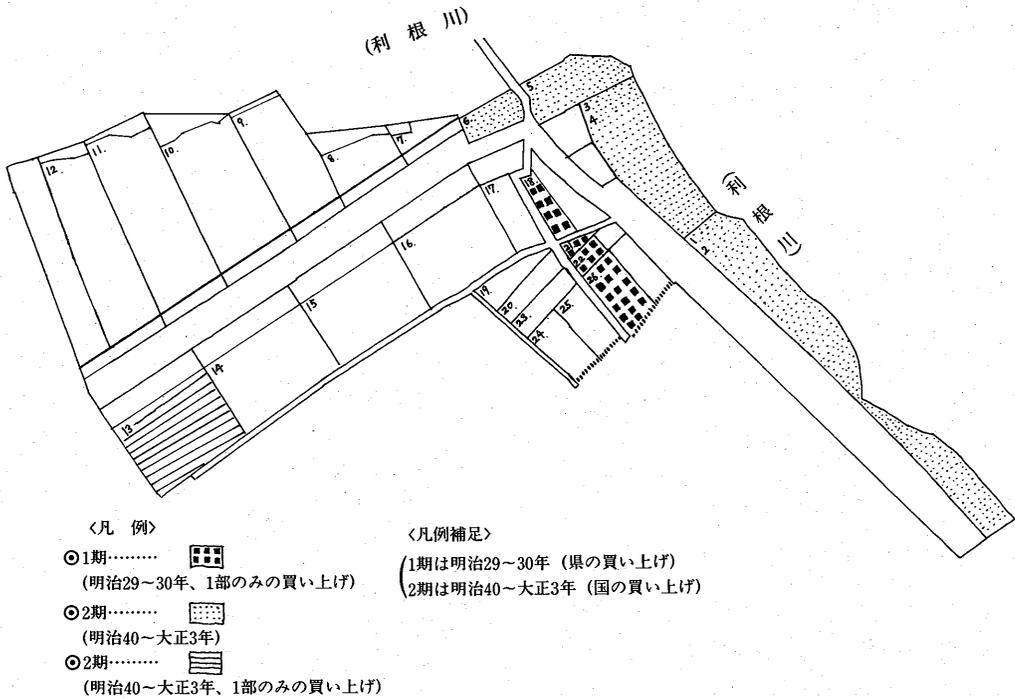


図7 三ッ俣における県・国の土地買い上げ状況 (「旧土地台帳附属地図」と「旧土地台帳」を使用して作成)  
注) 図中の1筆の番号は筆者が便宜的につけた通し番号

河岸問屋で古川氏経営の菊田屋や同じく村田氏経営の伊勢屋があり、その他、酒類醤油及び肥料商で小林氏経営の原勢屋、米商で松田氏経営の松阪屋、料理店旅舎で稲荷屋経営の菅沼氏、材木商の吉岡氏などの、大きな店が立ち並んでいた。昭和17年の用地買収は、移転を余技なくさせられるが、深廣寺所蔵の「地引兼絵図面」を見ると、これらの人々の中には、宿場側にも店や家を持っている。また、宿場側には家はなくても、その資金力により、移転は容易であったと思われる。その地区の跡地は、ほとんどが河川敷と官用地となってしまった。

6期は、買い残されて拡散している番屋敷の一部と、堤内の1筆のみである。昭和27年の以上の土地は、周辺の土地が、堤内は栗橋河岸の跡形もない河川敷であり、番屋敷地区は堤塘敷や官用地となっており、整理され

るのは時間の問題であったと思われる。つまり、内務省の用地買収は、船戸地区においては、ほとんど5期でほぼ終了したといえる。

#### ロ. 三ッ俣

三ッ俣は図4に見られるように、集落の中をへの字形に堤が通っている。土地所有は栗橋持で、堤の利根川側の船戸地区に接している場所は、房川の渡し場 (大正13年に廃止) や、栗橋関所が明治2年の廃所になるまで設置されていた。その番所は、関所廃止とともに取り壊された。跡地の石垣は、表1の利根川改修工事のため、内務省の用地買収 (図7の筆番号1, 2) が行われて、堤塘敷と化した。また、現在、利根川上流工事事務所栗橋出張所が位置している付近は、土河岸 (ドロ河岸と呼ぶ) と呼ばれていた。そして、堤の宿場側には、図4に見られるように、栗橋関

所の番士（加藤家・足立家・島田家・富田家）が、代々居住していた番士屋敷があった。明治2年の関所廃止後は、4家の番士は明治政府に任官（葛飾県吏員）したが、富田家だけは敷地邸宅を清島正次郎に譲渡して、東京へ移転した。

三ッ俣の場合は、図7のように、図6の船戸地区とは違い、県や国の用地買収は、1期が県による明治29～30年の買収、2期が内務省の明治40～大正3年の買収の2回のみであった。

### ハ. 堤外

堤外は、図5に見られるように、その土地利用は全体の約70%が畑地であった。この地は、昔は下河岸と呼ばれていて、船戸地区の南部に接して位置している。ここには、河岸の寺と呼ばれていた常薫寺（図5の筆番号33～42）に、房川の渡しよりも古い成立と思われる渡船場の拠点（川妻渡し）があった。しかし、下河岸は、奥州街道上の房川の渡し

や関所がある船戸地区の方に繁栄が移り、河岸としては衰退した。常薫寺は、利根川改修工事に関係なく、現在も同じ場所に位置している。

利根川改修工事による国の用地買収は、図8に見られるように、1期が明治41～45年、2期が昭和4年、3期が昭和17～18年、4期が昭和27～28年、5期が昭和32～33年、6期が昭和37年の6回に分けられる。

堤外という字名は、現在も地名として残っている。しかし、堤外は利根川改修工事により、図8のように、その大半が河川敷や堤塘敷・護岸敷になってしまった。

### III まとめ

栗橋河岸は、明治33年からの利根川改修工事により、その後の利根川改修計画、増補計画によって、地形や土地利用が大きく変化した。

河岸の中心地区船戸は、県や国の用地買収が、図6のように、1期が県の買い上げで明

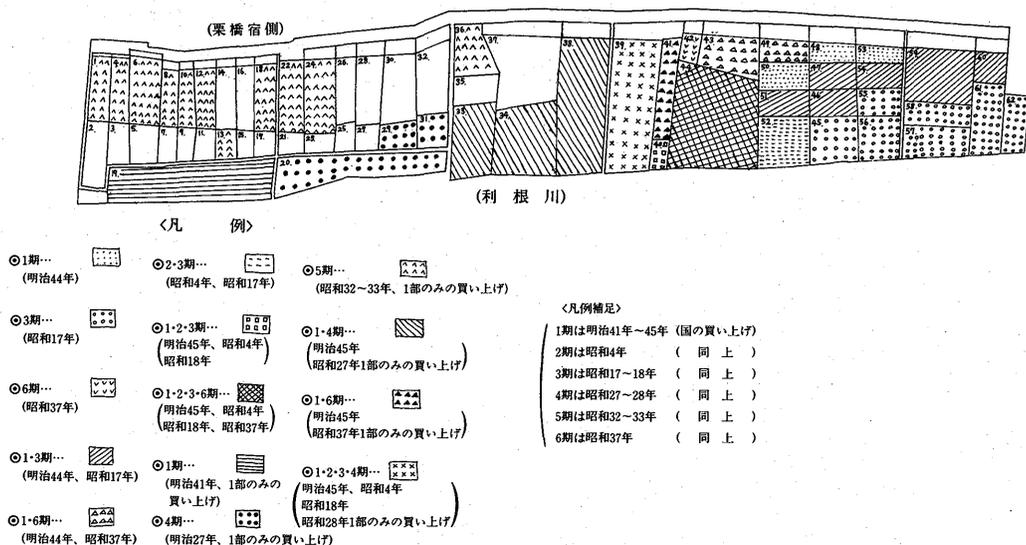


図8 堤外における国の土地買い上げ状況（「旧土地台帳附属地図」と「旧土地台帳」を使用して作成）

注) 図中の1筆の番号は筆者が便宜的につけた通し番号  
 注) 複数期は、1筆を分筆して買い上げた。

治30年、2期以降が国の買い上げで明治44～45年、3期が大正3年、4期が大正11年、5期が昭和17～18年、6期が昭和27年の6回行われた。それにより、船戸は全て、郡村宅地から堤塘敷や河川敷と化した。

三ッ俣の用地買収は、図7のように、1期が県の買い上げで明治29～30年、2期が国の買い上げで明治40～大正3年の2回のみであった。三ッ俣は半分以上の土地が残された。

堤外の用地買収は、全て国によって行われたが、図8のように複雑であり、1期が明治41～45年、2期が昭和4年、3期が昭和17～18年、4期が昭和27～28年、5期が昭和32～33年、6期が昭和37年の6回であった。堤外は、約70%が畑地であったが、その大半が河川敷や堤塘敷・護岸敷と化した。

以上のように、河岸の中心地区船戸や三ッ俣・堤外は、そのほとんどが河川敷や堤塘敷・護岸敷になってしまった。

今回は、「旧土地台帳附属地図」と「旧土地台帳」を使用して、栗橋河岸の地形や土地利用の変化の実態を図に表した。今後の課題としては、河川改修計画による、その他の利根川の河岸の変化の実態を調査し、本稿の栗橋河岸の変化の実態と比較する。そして、河岸の地形や土地利用が変化・消失していくことによって、河岸の住民たちはどのように対応していったのかを、時代性と地域性から分析してみようと思う。筆者にとっての最大の関心は、それらの河岸の住民たちである。何故なら、河岸の変化・消失は、住民らにとっては、生活の場を取りあげられる死活問題であるからである。

### 参考・引用文献

1. 大蔵省 (一)：『旧土地台帳』埼玉県北葛飾郡栗橋町大字栗橋小字船戸 大蔵省
2. 大蔵省 (一)：『旧土地台帳』埼玉県北葛飾郡栗橋町大字栗橋小字三ッ俣 大蔵省
3. 大蔵省 (一)：『旧土地台帳』埼玉県北葛飾郡栗橋町大字栗橋小字堤外 大蔵省
4. 大蔵省 (一)：『旧土地台帳附属地図』埼玉県北葛飾郡栗橋町大字栗橋小字船戸 大蔵省
5. 大蔵省 (一)：『旧土地台帳附属地図』埼玉県北葛飾郡栗橋町大字栗橋小字三ッ俣 大蔵省
6. 大蔵省 (一)：『旧土地台帳附属地図』埼玉県北葛飾郡栗橋町大字栗橋小字堤外 大蔵省
7. 栗橋町文化財保護審議調査委員会 (1982)：「栗橋町の歴史と文化財」 323 pp. 栗橋町教育委員会
8. 栗橋町文化財保護審議調査委員会 (1981)：「栗橋町の文化財 水系編」 85 pp. 栗橋町教育委員会
9. 栗橋町文化財保護審議調査委員会 (1993)：「栗橋町歴史年表」 293 pp. 栗橋町教育委員会
10. 桐生清 (1994)：もじずり叢書1「栗橋の地名」 pp.15, pp.21, pp.49, pp.74-75. もじずり叢書刊行会
11. 建設省関東地方建設局監修 (1993)：「利根川 その治水と利水」 pp.24. pp.36. 国土開発調査会
12. 利根川百年史編集委員会・国土開発技術研究センター (1987)：『利根川百年史』 pp.587-661. 建設省関東地方建設局
13. 新井克美 (1984)：『登記手続における公図の沿革と境界』 518 pp. テイハン
14. 歴史地理学会 (1995)：「歴史地理学」 37巻1号 pp.2-79. 歴史地理学会
15. 佐藤甚次郎 (1986)：『明治前期作成の地籍図』 pp.11-14. 古今書院
16. 埼玉県教育委員会・埼玉県立さきたま資料館 (1989)：「利根川の水運」歴史の道調査報告書 第11集 pp.19-20. 埼玉県県政情報資料室